

## 2. 令和 5 年度法指定踏切道について

令和6年1月18日  
道路局路政課  
都市局街路交通施設課  
鉄道局施設課

## 改良すべき踏切道 408 箇所を新たに指定し、 踏切道対策を進めます

国土交通省は、踏切道改良促進法に基づき、改良すべき踏切道として、新たに全国 408 箇所の指定を行いました。

- 国土交通省では、踏切道改良促進法に基づき、交通事故の防止及び交通の円滑化に寄与することを目的に踏切道対策を推進しております。
- この度、開かずの踏切などの緊急に対策の検討が必要な踏切や地域で課題があると認識している踏切道に加え、1月15日に改定した「道路の移動等円滑化に関するガイドライン」を踏まえた、特定道路上等のバリアフリー対策などについても、改良すべき踏切道として、新たに全国 408 箇所（別紙）の指定を行いました。
- これらの箇所においては、法の規定に基づき、立体交差化や拡幅等の対策に加え、周辺迂回路の整備などの面的・総合的対策や踏切道のバリアフリー化など、地域の実情に応じた幅広い踏切道対策が検討・実施されることとなります。
- 国土交通省としても、地方踏切道改良協議会等を通じた改良計画の策定等への技術的助言や財政的な支援を実施するなど、対策促進を図ってまいります。

【参考】国土交通省の踏切道対策はこちらをご確認ください。

( [https://www.mlit.go.jp/road/sisaku/fumikiri/fu\\_index.html](https://www.mlit.go.jp/road/sisaku/fumikiri/fu_index.html) )

＜問い合わせ先＞	国土交通省 代表	TEL 03-5253-8111
	道路局路政課	課長補佐 上村（内線 37342） （課直通） TEL 03-5253-8479
	都市局街路交通施設課	課長補佐 松岡（内線 32852） （課直通） TEL 03-5253-8417
	鉄道局施設課	課長補佐 勝見（内線 40852） （課直通） TEL 03-5253-8554

No.	踏切道		鉄道		道路			該当する指定に係る基準 (踏切道改良促進法施行規則)			
	名称	位置	事業者	線名	管理者	種別	路線名				
322	下木田	大阪府寝屋川市	京阪電気鉄道(株)	京阪本線	寝屋川市	市道	下木田新家線	第二条第10号 (高齢者等対策踏切)	-	-	-
323	千代田1号	大阪府河内長野市	南海電気鉄道(株)	高野線	河内長野市	市道	貴望ヶ丘病院住宅線	第二条第12号 (地域課題踏切)	-	-	-
324	河内長野1号	大阪府河内長野市	南海電気鉄道(株)	高野線	河内長野市	市道	長野遊園地河合寺線	第二条第12号 (地域課題踏切)	-	-	-
325	野崎	大阪府大東市	西日本旅客鉄道(株)	片町線	大東市	市道	南津の辺野崎駅前線	第二条第12号 (地域課題踏切)	-	-	-
326	北信太南一	大阪府和泉市	西日本旅客鉄道(株)	阪和線	和泉市	市道	北信太高石線	第二条第11号 (移動等円滑化要対策踏切)	-	-	-
327	和泉府中南一	大阪府和泉市	西日本旅客鉄道(株)	阪和線	大阪府	国道	480号	第二条第12号 (地域課題踏切)	-	-	-
328	桜井	大阪府箕面市	阪急電鉄(株)	箕面線	箕面市	市道	桜井停車場線	第二条第12号 (地域課題踏切)	-	-	-
329	国分第2号	大阪府柏原市	近畿日本鉄道(株)	大阪線	柏原市	市道	国分西18号線	第二条第12号 (地域課題踏切)	-	-	-
330	恵我ノ荘第1号	大阪府羽曳野市	近畿日本鉄道(株)	南大阪線	大阪府	府道	郡戸大堀線	第二条第12号 (地域課題踏切)	-	-	-
331	恵我ノ荘第4号	大阪府羽曳野市	近畿日本鉄道(株)	南大阪線	大阪府	府道	鳥泉伊賀線	第二条第12号 (地域課題踏切)	-	-	-
332	古市第1号	大阪府羽曳野市	近畿日本鉄道(株)	南大阪線	大阪府	国道	166号	第二条第12号 (地域課題踏切)	-	-	-
333	正音寺	大阪府摂津市	阪急電鉄(株)	京都線	大阪府	府道	正雀停車場線・正雀一津屋線	第二条第12号 (地域課題踏切)	-	-	-
334	産業道路	大阪府摂津市	阪急電鉄(株)	京都線	摂津市	市道	千里丘三島線	第二条第12号 (地域課題踏切)	-	-	-
335	乙の辻	大阪府摂津市	阪急電鉄(株)	京都線	摂津市	市道	香露園2号線	第二条第12号 (地域課題踏切)	-	-	-
336	藤井寺第1号	大阪府藤井寺市	近畿日本鉄道(株)	南大阪線	藤井寺市	市道	城山野中線	第二条第12号 (地域課題踏切)	-	-	-
337	土師ノ里第2号	大阪府藤井寺市	近畿日本鉄道(株)	南大阪線	藤井寺市	市道	道明寺柏原線	第二条第12号 (地域課題踏切)	-	-	-
338	村野6号	大阪府交野市	京阪電気鉄道(株)	交野線	交野市	市道	郡津4号線	第二条第12号 (地域課題踏切)	-	-	-
339	高野街道	大阪府交野市	京阪電気鉄道(株)	交野線	交野市	市道	私部倉治線	第二条第12号 (地域課題踏切)	-	-	-
340	河内森	大阪府交野市	京阪電気鉄道(株)	交野線	交野市	市道	森私市線(堤堰敷)	第二条第12号 (地域課題踏切)	-	-	-
341	新梅林	兵庫県神戸市東灘区	阪急電鉄(株)	神戸線	神戸市	市道	本山村合併126号線	第二条第12号 (地域課題踏切)	-	-	-
342	滑木	兵庫県神戸市北区	神戸電鉄(株)	有馬線	神戸市	市道	鈴蘭台88号線	第二条第12号 (地域課題踏切)	-	-	-
343	武庫川駅	兵庫県尼崎市	阪神電気鉄道(株)	本線	尼崎市	市道	武庫川堤防線	第二条第10号 (高齢者等対策踏切)	-	-	-
344	北村	兵庫県伊丹市	西日本旅客鉄道(株)	福知山線	国土交通省	国道	171号	第二条第12号 (地域課題踏切)	-	-	-
345	浜の宮	兵庫県加古川市	山陽電気鉄道(株)	本線	加古川市	市道	安田池田線	第二条第12号 (地域課題踏切)	-	-	-
346	滝山	兵庫県川西市	能勢電鉄(株)	妙見線	川西市	市道	47号	第二条第10号 (高齢者等対策踏切)	-	-	-
347	平野	兵庫県川西市	能勢電鉄(株)	妙見線	川西市	市道	1434号	第二条第12号 (地域課題踏切)	-	-	-
348	郡山	奈良県大和郡山市	西日本旅客鉄道(株)	関西線	奈良県	県道	大和郡山上三橋線	第二条第12号 (地域課題踏切)	-	-	-
349	九条第9号	奈良県大和郡山市	近畿日本鉄道(株)	橿原線	奈良県	県道	奈良大和郡山斑鳩線	第二条第12号 (地域課題踏切)	-	-	-
350	九条第10号	奈良県大和郡山市	近畿日本鉄道(株)	橿原線	大和郡山市	市道	三ノ丸幾知山線	第二条第12号 (地域課題踏切)	-	-	-
351	九条第12号	奈良県大和郡山市	近畿日本鉄道(株)	橿原線	奈良県	県道	大和郡山上三橋線	第二条第12号 (地域課題踏切)	-	-	-
352	八木第1号	奈良県橿原市	近畿日本鉄道(株)	橿原線	橿原市	市道	小綱町内膳町線	第二条第10号 (高齢者等対策踏切)	-	-	-
353	西栄町	奈良県桜井市	西日本旅客鉄道(株)	桜井線	奈良県	国道	169号	第二条第12号 (地域課題踏切)	-	-	-
354	磐城第1号	奈良県葛城市	近畿日本鉄道(株)	南大阪線	奈良県	国道	166号	第二条第12号 (地域課題踏切)	-	-	-
355	磐城第3号	奈良県葛城市	近畿日本鉄道(株)	南大阪線	葛城市	市道	木戸・八川・大畑線	第二条第12号 (地域課題踏切)	-	-	-
356	尺土第1号	奈良県葛城市	近畿日本鉄道(株)	南大阪線	葛城市	市道	尺土・疋田線	第二条第12号 (地域課題踏切)	-	-	-
357	興留街道	奈良県生駒郡斑鳩町	西日本旅客鉄道(株)	関西線	斑鳩町	町道	306号線	第二条第12号 (地域課題踏切)	-	-	-
358	箸尾第7号	奈良県北葛城郡河合町	近畿日本鉄道(株)	田原本線	奈良県	県道	河合大和高田線	第二条第12号 (地域課題踏切)	-	-	-
359	紀ノ川8号	和歌山県和歌山市	西日本旅客鉄道(株)・ 南海電気鉄道(株)	紀勢線・南海本線	和歌山市	市道	城北11号線	第二条第12号 (地域課題踏切)	-	-	-
360	八幡前1号	和歌山県和歌山市	南海電気鉄道(株)	加太線	和歌山市	市道	古屋西木本線	第二条第10号 (高齢者等対策踏切)	-	-	-
361	西ノ庄1号	和歌山県和歌山市	南海電気鉄道(株)	加太線	和歌山市	市道	西脇中学校路線	第二条第10号 (高齢者等対策踏切)	-	-	-
362	西ノ庄3号	和歌山県和歌山市	南海電気鉄道(株)	加太線	和歌山市	市道	西脇28号線	第二条第10号 (高齢者等対策踏切)	-	-	-
363	愛宕	広島県広島市東区	西日本旅客鉄道(株)	山陽線	広島市	県道	広島中島線	第二条第12号 (地域課題踏切)	-	-	-
364	高宮	広島県広島市安佐北区	西日本旅客鉄道(株)	可部線	広島市	市道	安佐北3区122号線	第二条第12号 (地域課題踏切)	-	-	-
365	武田学園	広島県広島市安佐北区	西日本旅客鉄道(株)	可部線	広島市	市道	安佐北3区19号線	第二条第12号 (地域課題踏切)	-	-	-
366	堺川	広島県呉市	西日本旅客鉄道(株)	呉線	呉市	市道	宝町本通線	第二条第12号 (地域課題踏切)	-	-	-
367	両城第1	広島県呉市	西日本旅客鉄道(株)	呉線	呉市	市道	三条3丁目1号線	第二条第11号 (移動等円滑化要対策踏切)	-	-	-

No.	踏切道		鉄道		道路			該当する指定に係る基準 (踏切道改良促進法施行規則)			
	名称	位置	事業者	線名	管理者	種別	路線名				
368	両城第5	広島県呉市	西日本旅客鉄道(株)	呉線	呉市	市道	三条4丁目1号線	第二条第12号 (地域課題踏切)	-	-	-
369	青崎第10	広島県安芸郡府中町	西日本旅客鉄道(株)	山陽線	府中町	町道	青崎桃山線	第二条第11号 (移動等円滑化要対策踏切)	-	-	-
370	松原第1	山口県岩国市	西日本旅客鉄道(株)	山陽線	岩国市	市道	由東13号線	第二条第12号 (地域課題踏切)	-	-	-
371	出来島	徳島県徳島市	四国旅客鉄道(株)	高德線	徳島市	市道	南出来島・北出来島線	第二条第12号 (地域課題踏切)	-	-	-
372	花畑	徳島県徳島市	四国旅客鉄道(株)	高德線	徳島県	県道	徳島鴨島線	第二条第12号 (地域課題踏切)	-	-	-
373	丸池	徳島県鳴門市	四国旅客鉄道(株)	鳴門線	鳴門市	市道	南浜黒崎線	第二条第10号 (高齢者等対策踏切)	-	-	-
374	観光道路	香川県高松市	高松琴平電気鉄道(株)	琴平線	香川県	県道	中徳三谷高松線	第二条第12号 (地域課題踏切)	-	-	-
375	塩上第二	香川県高松市	高松琴平電気鉄道(株)	長尾線	香川県	県道	高松港栗林公園線	第二条第12号 (地域課題踏切)	-	-	-
376	観光道路	香川県高松市	高松琴平電気鉄道(株)	長尾線	香川県	県道	中徳三谷高松線	第二条第11号 (移動等円滑化要対策踏切)	-	-	-
377	坂元	香川県観音寺市	四国旅客鉄道(株)	予讃線	香川県	県道	込野観音寺線	第二条第12号 (地域課題踏切)	-	-	-
378	青木第2	香川県仲多度郡多度津町	四国旅客鉄道(株)	予讃線	多度津町	町道	44号線	第二条第10号 (高齢者等対策踏切)	-	-	-
379	土居田	愛媛県松山市	四国旅客鉄道(株)	予讃線	松山市	市道	松山環状線西部	第二条第10号 (高齢者等対策踏切)	-	-	-
380	護国神社通	愛媛県松山市	伊予鉄道(株)	城北線	松山市	市道	鮎屋護国神社前線	第二条第11号 (移動等円滑化要対策踏切)	-	-	-
381	大手町	愛媛県松山市	伊予鉄道(株)	高浜線	愛媛県	県道	松山港線	第二条第12号 (地域課題踏切)	-	-	-
382	三番町第1	愛媛県松山市	伊予鉄道(株)	高浜線	松山市	市道	三番町線	第二条第12号 (地域課題踏切)	-	-	-
383	千舟町第1	愛媛県松山市	伊予鉄道(株)	高浜線	松山市	市道	千舟町高岡線	第二条第12号 (地域課題踏切)	-	-	-
384	末広町	愛媛県松山市	伊予鉄道(株)	横河原線	松山市	市道	千舟町古川線	第二条第12号 (地域課題踏切)	-	-	-
385	鯨橋	愛媛県八幡浜市	四国旅客鉄道(株)	予讃線	八幡浜市	市道	五反田横断線	第二条第10号 (高齢者等対策踏切)	-	-	-
386	羽衣町	福岡県北九州市門司区	北九州市	門司港レトロ観光線	北九州市	市道	浜町東港1号線	第二条第11号 (移動等円滑化要対策踏切)	-	-	-
387	棧橋通り	福岡県北九州市門司区	北九州市	門司港レトロ観光線	北九州市	国道	198号	第二条第11号 (移動等円滑化要対策踏切)	-	-	-
388	東港町	福岡県北九州市門司区	北九州市	門司港レトロ観光線	北九州市	市道	東港2号線	第二条第11号 (移動等円滑化要対策踏切)	-	-	-
389	参道	福岡県福岡市東区	九州旅客鉄道(株)	香椎線	福岡市	県道	福岡東環状線	第二条第11号 (移動等円滑化要対策踏切)	-	-	-
390	勅使社道	福岡県福岡市東区	九州旅客鉄道(株)	鹿児島線	福岡市	県道	福岡東環状線	第二条第11号 (移動等円滑化要対策踏切)	-	-	-
391	西鉄香椎4号	福岡県福岡市東区	西日本鉄道(株)	貝塚線	福岡市	市道	香住ヶ丘2326号線	第二条第12号 (地域課題踏切)	-	-	-
392	原の中	福岡県福岡市南区	九州旅客鉄道(株)	鹿児島線	福岡市	市道	井尻984号線	第二条第12号 (地域課題踏切)	-	-	-
393	旭町・新栄町1-1号	福岡県大牟田市	九州旅客鉄道(株)、西日本鉄道(株)	鹿児島線、天神大牟田線	大牟田市	市道	旭町3丁目新栄町線	第二条第12号 (地域課題踏切)	-	-	-
394	魚町・新栄町4号	福岡県大牟田市	九州旅客鉄道(株)、西日本鉄道(株)	鹿児島線、天神大牟田線	大牟田市	市道	築町大正町1丁目線	第二条第12号 (地域課題踏切)	-	-	-
395	鞍打3号	福岡県久留米市	九州旅客鉄道(株)	久大線	久留米市	市道	西町D208号線	第二条第12号 (地域課題踏切)	-	-	-
396	療養所	福岡県久留米市	九州旅客鉄道(株)	久大線	久留米市	市道	田主丸益生田T5号線	第二条第12号 (地域課題踏切)	-	-	-
397	山口	福岡県筑紫野市	九州旅客鉄道(株)	鹿児島線	福岡県	県道	基山停車場平等寺筑紫野線	第二条第11号 (移動等円滑化要対策踏切)	-	-	-
398	二日市6号	福岡県筑紫野市	西日本鉄道(株)	天神大牟田線	福岡県	県道	筑紫野筑穂線	第二条第11号 (移動等円滑化要対策踏切)	-	-	-
399	久保	福岡県古賀市	九州旅客鉄道(株)	鹿児島線	古賀市	市道	花見・松林線	第二条第11号 (移動等円滑化要対策踏切)	-	-	-
400	菟野	福岡県古賀市	九州旅客鉄道(株)	鹿児島線	古賀市	市道	新久保・天神線	第二条第12号 (地域課題踏切)	-	-	-
401	峯	福岡県古賀市	九州旅客鉄道(株)	鹿児島線	古賀市	市道	緑ヶ丘・五楽線	第二条第12号 (地域課題踏切)	-	-	-
402	井田	福岡県糸島市	九州旅客鉄道(株)	筑肥線	糸島市	市道	溝添宮園線	第二条第12号 (地域課題踏切)	-	-	-
403	波多江	福岡県糸島市	九州旅客鉄道(株)	筑肥線	福岡県	県道	瑞梅寺池田線	第二条第11号 (移動等円滑化要対策踏切)	-	-	-
404	雷山	福岡県糸島市	九州旅客鉄道(株)	筑肥線	福岡県	県道	雷山前原線	第二条第12号 (地域課題踏切)	-	-	-
405	汐井掛	福岡県糟屋郡須恵町	九州旅客鉄道(株)	香椎線	福岡県	県道	志免須恵線	第二条第12号 (地域課題踏切)	-	-	-
406	伊賀屋	佐賀県佐賀市	九州旅客鉄道(株)	長崎線	佐賀県	県道	佐賀脊振線	第二条第12号 (地域課題踏切)	-	-	-
407	下牟田部	佐賀県唐津市	九州旅客鉄道(株)	筑肥線	唐津市	市道	下牟田部線	第二条第12号 (地域課題踏切)	-	-	-
408	大原	熊本県菊池郡菊陽町	九州旅客鉄道(株)	豊肥線	菊陽町	町道	新町22号線	第二条第12号 (地域課題踏切)	-	-	-

## 踏切道改良促進法施行規則（抄）

（踏切道指定基準）

第二条 踏切道改良促進法（以下「法」という。）第三条第一項の踏切道における交通量、踏切事故の発生状況その他の事情を考慮して国土交通省令で定める基準は、次のいずれかに該当する踏切道であることとする。

- 一 一日当たりの踏切自動車交通遮断量が五万以上のもの
- 二 一日当たりの踏切自動車交通遮断量と一日当たりの踏切歩行者等交通遮断量の和が五万以上で、かつ、一日当たりの踏切歩行者等交通遮断量が二万以上のもの
- 三 一時間の踏切遮断時間が四十分以上のもの
- 四 踏切道における歩道（道路の一般通行の用に供することを目的とする部分のうち、車道（道路構造令（昭和四十五年政令第三百二十号）第二条第四号に規定する車道をいう。以下同じ。）以外の部分をいう。以下同じ。）の幅員が踏切道に接続する道路の歩道の幅員未満のもので次のいずれにも該当するもの
  - イ 踏切道に接続する道路の車道の幅員が五・五メートル以上のもの
  - ロ 踏切道における歩道の幅員と踏切道に接続する道路の歩道の幅員との差が一メートル以上のもの
  - ハ 踏切道における自動車の一日当たりの交通量が千以上（踏切道が通学路である場合には、五百以上）のもの
  - ニ 踏切道における歩行者及び自転車の一日当たりの交通量が百以上（踏切道が通学路である場合には、四十以上）のもの
- 五 踏切道における歩道の幅員が踏切道に接続する道路の歩道の幅員未満のもので次のいずれにも該当するもの
  - イ 踏切道の幅員が五・五メートル未満のもの
  - ロ 踏切道の幅員と踏切道に接続する道路の幅員との差が二メートル以上のもの
  - ハ 前号ハ及びニに該当するもの

六 踏切遮断機が設置されていないもの

七 踏切支障報知装置が設置されていないもの（自動車が通行できるものであって、道路交通法（昭和三十五年法律第百五号）第四条第一項の規定により自動車の通行が禁止されているもの（禁止される予定のものを含む。）以外のものに限る。）

八 直近五年間において二回以上の事故が発生したもの

九 通学路であるものであって幼児、児童、生徒又は学生の通行の安全を特に確保する必要があるもの

十 付近に老人福祉施設、障害者支援施設その他これらに類する施設があるものであって高齢者、障害者等（高齢者、障害者等の移動の円滑化の促進に関する法律（平成十八年法律第九十一号）第二条第一号に規定する高齢者、障害者等をいう。）の通行の安全を特に確保する必要があるもの

十一 鉄道と特定道路（高齢者、障害者等の移動の円滑化の促進に関する法律第二条第十号に規定する特定道路をいう。）とが交差している場合におけるものであって移動等円滑化（同条第二号に規定する移動等円滑化をいう。次条第一項第三号において同じ。）の促進の必要性が特に高いと認められるもの

十二 前各号に掲げるもののほか、踏切道における交通量、事故の発生状況、踏切道の構造、地域の実情その他の事情を考慮して、踏切道の改良による事故の防止又は交通の円滑化の必要性が特に高いと認められるもの

# 鳥取県・島根県 踏切道 法指定状況(R6.1時点)

- 鳥取県にはカルテ踏切道 2 箇所、地域課題踏切道 1 箇所、島根県にはカルテ踏切が 3 箇所有る
- H28旧法、R3新法のどちらにも指定されていない津山街道踏切道には、今年度米子駅南北自由通路を設置  
※後ほど、米子市より説明
- H28旧法指定踏切道においても、新法で再指定による補助化を検討

踏切道名 ……H28旧法指定

踏切道名 ……R3新法指定

				法指定状況					
都道府県	分類			踏切道名称	所在地	道路		鉄道	
	大臣指定区分	要因区分	特定道路			道路管理者	道路名	鉄道事業者	路線名
鳥取県		カルテ		津山街道	鳥取県米子市道笑町二丁目67	米子市	道笑町通り線	西日本旅客鉄道	山陰線
鳥取県	H28指定	カルテ		浜第1	鳥取県米子市淀江町西原321-2	鳥取県	一般県道赤松淀江線	西日本旅客鉄道	山陰線
鳥取県	H28指定	地域課題		新井県道	鳥取県岩美郡岩美町	鳥取県	岩美停車場線河崎線	西日本旅客鉄道	山陰線
島根県	H28指定	カルテ		新町	島根県松江市東出雲町掲屋42-3	松江市	市道新町・須田線	西日本旅客鉄道	山陰線
島根県	H28指定	カルテ		古土手県道	島根県出雲市平田町1900-4	島根県	一般県道出雲平田線	一畑電車	北松江線
島根県	R3指定	カルテ		堺	島根県江津市敬川町2919-2	江津市	市道神主敬川境線	西日本旅客鉄道	山陰線